



藤沢記者クラブ各位

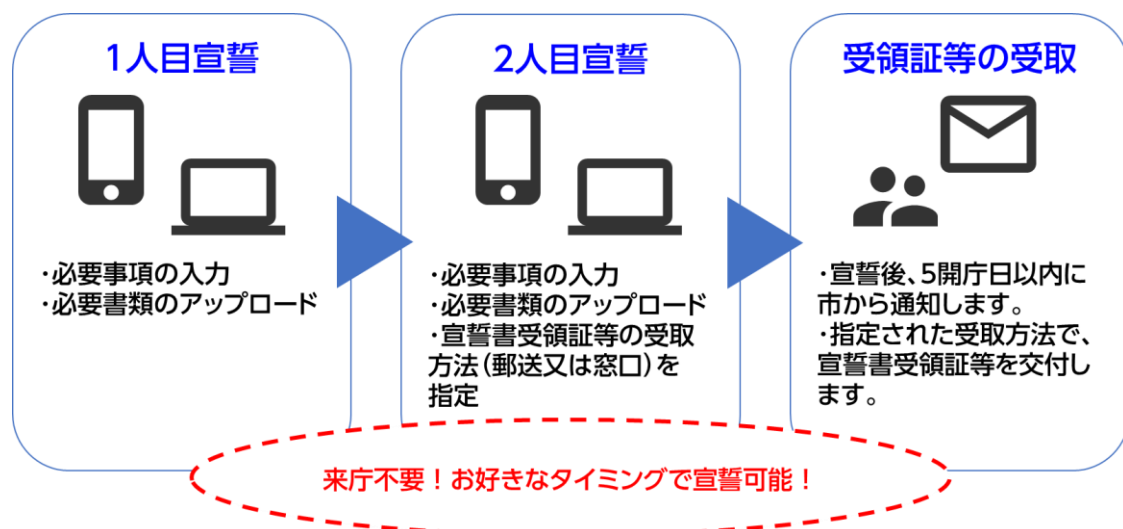
「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」に オンライン宣誓を導入します

藤沢市では、2021年(令和3年)4月にパートナーシップ宣誓制度を開始し、これまで67組が宣誓をしています。この度、来庁に係る負担を軽減し、より利用しやすい制度となるよう、本制度に藤沢市電子申請システムを利用したオンライン宣誓を導入します。
なお、ご希望により、従来どおり市職員との対面による宣誓も可能です。

- 1 導入予定日(オンライン宣誓が可能となる日)
2025年(令和7年)3月10日(月)

- 2 オンライン宣誓のメリット
- ・ 曜日や時間帯を選ばず、市役所が開庁していない日でも宣誓ができます。
 - ・ お二人揃って市役所に来庁し宣誓書受領証等の交付までお待ちいただく負担を軽減できます。

3 手続きの流れ



(裏面につづく)

4 留意事項

- ・ パートナースhip宣誓をするにあたっては、お二人とも宣誓の要件を全て満たしている必要があります。
- ・ オンライン宣誓による宣誓日は、お二人の宣誓が完了した日となります。
- ・ オンライン宣誓の場合、宣誓書受領証等の交付日は、市が交付決定をした日となります。
- ・ 再交付申請や返還の届出、自治体間連携による宣誓は、従来どおり来庁が必要となります。

以 上

*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 企画政策部人権男女共同平和国際課
担当：猪野 宇田川
内線：2131
直通：0466(50)3501